

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	鹿児島県 霧島市		
計画期間 実施期間	H.20 ~ H.24 H.20 ~ H.24	総事業費(交付金)	408,767千円(204,383千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	適	目標設定については、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第1条目的に合致する農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するための措置を講じ農山漁村活性化を図ることを目的としていることから、適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	適	本市の策定している総合計画、都市計画農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、都市計画等に照らし、調和が図られているものとして計画策定を行った。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	適	計画策定にあつては、地域住民の意見等を重視し、地域住民との合意形成を主として事業選定を行った。
事業の推進体制は確立されているか	適	農林水産部内の事業実施課のみでなく総務部、企画部等との合意形成は行い、部内事業実施では事業規模と実施人員等との整合性を持たせ、無理のない計画策定を行った。評価体制は、各関係機関に協力の上評価することとし評価体制も確立されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	適	事業実施計画は、それぞれ計画策定時点で計画目的に影響のある事業のみを選定した。また、交流人口の増加については16.33%を設定するなど、現況、目標値ともに十分精査したものである。
計画期間・実施期間は適切か	適	計画期間及び事業実施期間は、現在実施している他の事業量、人員等を十分考慮検討を行い無理のない計画期間を想定し、3年ではなく5年計画とした。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	適	交付金算定は、各事業に係る算定根拠である要件類別に照らし、全ての事業メニューで交付率1/2であり、総事業費が408,767千円千円、交付金額が204,383千円であることから、今回の見各は限度額の範囲内となっている。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	適	計画は法の趣旨、目的に沿った事業展開を図るため計画であつて、総ての事業において他の事業から乗り換えて行う事業計画ではない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	適	本計画における改築改築については、地域資源活用総合交流拠点施設(廃校・廃屋等改修交流施設)における旧学校校舎の施設を利用し、給排水等を整備し交流施設とするための事業であつて基準に沿ったものである。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	適	本計画における全ての事業において整備施設に関して、林道・作業道における林道15年であることから、償却期間5年以下で設定されている整備計画はない。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	適	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における費用対効果分析の実施について(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われている。林道・作業道における林道15年で耐用年数はそれぞれ算定した。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	適	費用対効果分析結果は、2号に適用する林道・作業道1.31、3号に適用する農用地等集団化、自然環境保全・活用施設、廃校・廃屋等改修交流施設、小規模農林地等保全整備は1.0である。

事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	適	全ての事業において実施主体の対象及び事業内容について実施要領別表に基づく基準を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	適	全ての事業において、個人への交付はなく、目的外使用は廃校・廃屋等改修交流施設についてのみ考えられるが、設置管理条例や契約を行う時点で明記し、また管理状況の確認は市が行うため目的外使用の恐れはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	適	特に廃校・廃屋等改修交流施設についての通年利用で利用者は年間約1,500名を地域団体が計画し、県内他市町等からの交流を促進することから施設が遊休化することはない。また、毎年調査を行う農村交流施設等の運営状況調査及び単独事業であるグリーンツーリズム事業の現況値を根拠とし、本事業及び関連事業も勘案し、目標値を設定している。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	適	特に廃校・廃屋等改修交流施設については、近隣の類似施設はなく、交流人口の増加が見込まれる。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	適	廃校・廃屋等改修交流施設については、地域活性化を目的とした地域住民の組織で計画等を行い、利用者、利用範囲及び利用時期については検討されている。
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	適	廃校・廃屋等改修交流施設における施設の配置場所等の検討については、地域要望や行政の戦略的思考が働いているが、その利用環境等については検討が行われた。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	適	全ての事業において事業費の積算は過大なものではない。
建設・整備コストの低減に努めているか	適	林道・作業道及び小規模農林地等保全整備農道・林道舗装のみ、用排水は改修で、廃校跡利用交流施設整備事業では給排水施設等、自然環境保全・活用施設では、遊歩道設置のみであって、必要以上の設備を計画していないことからコスト削減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	-	
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	-	
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	適	特に廃校・廃屋等改修交流施設、自然環境保全・活用施設及び農業集落道については、地域住民の活動拠点や地域に移住等の潜在能力がある場所を選定し、他の事業については営農環境の改善を必要とされる地域に設置するよう目的とした計画であるため適合する。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	適	計画した事業は、舗装・改修のみの工事又は市有地内で行う事業を挙げ、用地買収を必要としない事業のみ選定した。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	適	全ての事業等の負担については、極力計画期間内の各年度の一般財源比率を均等化し計画を行い、起債計画についても十分な検討を行った。また、償還等については市で調整済みである。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	適	それぞれの事業中、特に廃校・廃屋等改修交流施設については地域住民の組織への指定管理者制度導入等ができるか検討を現時点で行っている。また、その他の事業については、市が管理を直接行うものである。
収支を伴う施設等にあっては収支計画を策定しているか。また、収支計画は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	-	
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	-	